

企業会計基準第6号「株主資本等変動計算書に関する会計基準」

企業会計基準第6号「株主資本等変動計算書に関する会計基準」（改正平成22年6月30日）を次のように改正する（改正部分に下線を付している。）。

改正後	改正前
<p>企業会計基準第6号 「株主資本等変動計算書に関する会計基準」</p> <p>平成17年12月27日 改正平成22年6月30日 <u>最終改正平成25年9月13日</u> 企業会計基準委員会</p>	<p>企業会計基準第6号 「株主資本等変動計算書に関する会計基準」</p> <p>平成17年12月27日 改正平成22年6月30日 企業会計基準委員会</p>
<p>目 的</p> <p>1. 本会計基準は、連結株主資本等変動計算書及び個別株主資本等変動計算書（以下合わせて「株主資本等変動計算書」という。）の表示区分及び表示方法等を定めることを目的とする。株主資本等変動計算書は、貸借対照表の純資産の部の一会計期間における変動額のうち、主として、株主（<u>連結上は親会社株主</u>）に帰属する部分である株主資本の各項目の変動事由を報告するために作成するものである。</p> <p>本会計基準の適用にあたり、既存の会計基準と異なる取扱いを定めているものについては、本会計基準の取扱いを優先する。</p>	<p>目 的</p> <p>1. 本会計基準は、連結株主資本等変動計算書及び個別株主資本等変動計算書（以下合わせて「株主資本等変動計算書」という。）の表示区分及び表示方法等を定めることを目的とする。株主資本等変動計算書は、貸借対照表の純資産の部の一会計期間における変動額のうち、主として、株主に帰属する部分である株主資本の各項目の変動事由を報告するために作成するものである。</p> <p>本会計基準の適用にあたり、既存の会計基準と異なる取扱いを定めているものについては、本会計基準の取扱いを優先する。</p>
<p>会計基準 表示方法</p> <p>5-2. <u>会計基準等における特定の経過的な取扱いとして、会計方針の変更による影響額を適用初年度の期首残高に加減することが定められている場合には、第5項なお書きに準じて、期首残高に対</u></p>	<p>会計基準 表示方法</p> <p>（新 設）</p>

改正後	改正前
<p>する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する。</p>	
<p>5-3. <u>企業会計基準第 21 号「企業結合に関する会計基準」</u>（以下「<u>企業結合会計基準</u>」という。）に従って暫定的な会計処理の確定が<u>企業結合年度の翌年度に行われ、当該年度の株主資本等変動計算書</u>のみの表示が行われる場合には、<u>第 5 項</u>なお書きに準じて、<u>期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する。</u></p>	(新 設)
<p>株主資本の各項目 7. <u>連結損益計算書の親会社株主に帰属する当期純利益</u>（又は<u>親会社株主に帰属する当期純損失</u>）は、<u>連結株主資本等変動計算書</u>において利益剰余金の変動事由として表示する。また、<u>個別損益計算書の当期純利益</u>（又は<u>当期純損失</u>）は、<u>個別株主資本等変動計算書</u>において<u>その他利益剰余金又はその内訳科目である繰越利益剰余金</u>の変動事由として表示する。</p>	<p>株主資本の各項目 7. <u>連結損益計算書の当期純利益</u>（又は<u>当期純損失</u>）は、<u>連結株主資本等変動計算書</u>において<u>利益剰余金の変動事由</u>として表示する。また、<u>個別損益計算書の当期純利益</u>（又は<u>当期純損失</u>）は、<u>個別株主資本等変動計算書</u>において<u>その他利益剰余金又はその内訳科目である繰越利益剰余金</u>の変動事由として表示する。</p>
<p>適用時期等 13-3. <u>平成 25 年改正の本会計基準</u>（以下「<u>平成 25 年改正会計基準</u>」という。）<u>第 5-2 項及び第 5-3 項の適用時期は、平成 25 年に改正された企業結合会計基準</u>（以下「<u>平成 25 年企業結合会計基準</u>」という。）<u>及び平成 25 年に改正された企業会計基準第 22 号「連結財務諸表に関する会計基準」</u>（以下「<u>平成 25 年連結会計基準</u>」という。）の適用時期と同様とする。</p>	<p>適用時期等 (新 設)</p>
<p>13-4. <u>平成 25 年改正会計基準第 7 項は、平成 25 年連結会計基準の表示方法に係る事項が適用された連結会計年度から適用する。</u></p>	(新 設)
<p>議 決</p>	<p>議 決</p>

改正後	改正前
<p>15-3. <u>平成 25 年改正会計基準は、第 272 回企業会計基準委員会に出席した委員 13 名全員の賛成により承認された。なお、出席した委員は、以下のとおりである。</u></p> <p><u>西 川 郁 生 (委員長)</u> <u>新 井 武 広 (副委員長)</u> <u>小賀坂 敦 (副委員長)</u> <u>関 口 智 和</u> <u>関 根 愛 子</u> <u>徳 賀 芳 弘</u> <u>淵 田 康 之</u> <u>正 脇 久 昌</u> <u>増 一 行</u> <u>弥 永 真 生</u> <u>柳 橋 勝 人</u> <u>吉 田 稔</u> <u>渡 部 仁</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>結論の背景 検討の経緯</p> <p>19-3. <u>平成 25 年改正会計基準は、平成 25 年連結会計基準において、従来の当期純利益は親会社株主に帰属する当期純利益としたこと及び平成 25 年企業結合会計基準等の適用にあたって、過去の期間のすべてに新たな会計方針を遡及適用した場合の、適用初年度の期首時点の累積的影響額を適用初年度の期首の資本剰余金及び利益剰余金に加減する経過的な取扱いを定めたことに伴い、所要の改正を行ったものである(第 5-2 項及び第 7 項参照)。</u></p> <p><u>また、平成 25 年企業結合会計基準において、暫定的な会計処理の確定の処理を改正したことに伴い、暫定的な会計処理の確定が企業結合年度の翌年度に行われ、当該年度の株主資本等変動計算書のみが表示が行われる場合の取扱いについても所要の</u></p>	<p>結論の背景 検討の経緯</p> <p>(新 設)</p>

改正後	改正前
<p>改正を行ったものである（第 5-3 項参照）。</p>	
<p>表示区分及び表示方法</p> <p>21. 平成 17 年会計基準では、このような考え方を踏まえ、開示項目の範囲については、国際的調和等の観点から純資産の部のすべての項目とするものの、株主資本とそれ以外の項目とでは一会計期間における変動事由ごとの金額に関する情報の有用性が異なること、及び株主資本以外の各項目を変動事由ごとに表示することに対する事務負担の増大などを考慮し、表示方法に差異を設けることとした。具体的には、株主資本の各項目については、変動事由ごとにその金額を表示することとし、株主資本以外の各項目は、原則として、当期変動額を純額で表示することとした。</p> <p>ただし、これは純資産の部における株主資本以外の各項目について変動事由ごとにその金額を表示することを妨げる趣旨ではないため、重要性等を勘案の上、株主資本以外の各項目についても主な変動事由及びその金額を株主資本等変動計算書に表示（注記による開示を含む。）することができることとした（第 8 項ただし書き参照）。</p> <p><u>平成 25 年連結会計基準などを踏まえて見直された平成 25 年改正会計基準においても、従来の考え方を引き継いでいる。</u></p>	<p>表示区分及び表示方法</p> <p>21. 平成 17 年会計基準では、このような考え方を踏まえ、開示項目の範囲については、国際的調和等の観点から純資産の部のすべての項目とするものの、株主資本とそれ以外の項目とでは一会計期間における変動事由ごとの金額に関する情報の有用性が異なること、及び株主資本以外の各項目を変動事由ごとに表示することに対する事務負担の増大などを考慮し、表示方法に差異を設けることとした。具体的には、株主資本の各項目については、変動事由ごとにその金額を表示することとし、株主資本以外の各項目は、原則として、当期変動額を純額で表示することとした。</p> <p>ただし、これは純資産の部における株主資本以外の各項目について変動事由ごとにその金額を表示することを妨げる趣旨ではないため、重要性等を勘案の上、株主資本以外の各項目についても主な変動事由及びその金額を株主資本等変動計算書に表示（注記による開示を含む。）することができることとした（第 8 項ただし書き参照）。</p>
<p>23. 株主資本等変動計算書の表示区分は、貸借対照表の純資産の部の表示区分に従うこととし（第 4 項参照）、各項目の残高について、貸借対照表の純資産の部における各項目の残高との整合を定めた（第 5 項参照）。また、<u>連結損益計算書の親会社株主に帰属する当期純利益を利益剰余金の変動事由として、個別損益計算書の当期純利益をその他利益剰余金又はその内訳科目である繰越利益剰余金の変動事由として、それぞれ表示することとした（第 7 項参照）。</u>これは、株主資本等変動計算書が財務諸表</p>	<p>23. 株主資本等変動計算書の表示区分は、貸借対照表の純資産の部の表示区分に従うこととし（第 4 項参照）、各項目の残高について、貸借対照表の純資産の部における各項目の残高との整合を定めた（第 5 項参照）。また、<u>損益及び包括利益計算書又は損益計算書の当期純利益（又は当期純損失）を利益剰余金、その他利益剰余金又はその内訳科目である繰越利益剰余金の変動事由として表示することとした（第 7 項参照）。</u>これは、株主資本等変動計算書が財務諸表の 1 つであり、財務諸表間での開示項</p>

改正後	改正前
の 1 つであり、財務諸表間での開示項目及び金額の整合が必要であるためである。	目及び金額の整合が必要であるためである。

以 上